

平成29年度

ジュニアドクター育成塾

企画提案募集のご案内
[募集要項]

本募集は平成29年度政府予算の成立を前提としており、
予算の成立状況によっては実施スケジュール・実施内容等、
変更・調整が必要となる場合があることを予めご了承ください。



国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
理数学習推進部

平成29年2月

本募集要項は以下からダウンロードできます

<http://www.jst.go.jp/cpse/fsp/kikan/index.html>

用語集	3
I. 趣旨	4
II. 募集の詳細	4
1. 募集・選定スケジュール.....	4
2. 実施機関（応募できる機関）	4
3. 企画実施期間（支援対象期間）	5
4. 企画の内容	5
III. 応募の詳細	15
1. 応募可能な期間	15
2. 応募者	15
3. 応募方法	15
4. 応募時の留意事項.....	15
IV. 選定について	17
1. 選定方法	17
2. 審査・手続きについて.....	17
3. 採択予定件数	17
V. 審査の観点	18
1. 必須要件	18
2. 推奨要件	22
3. 留意事項	22
VI. 実施上の留意事項等.....	22
1. 採択後の手続き・報告等.....	22
2. 採択された実施機関の責務等.....	24
3. その他	25
4. お問い合わせ先	27
(参考) 支援対象となる経費.....	28
1. 直接経費	28
2. 一般管理費	30

用語集

企画	本事業趣旨に沿って実施機関が立案した計画であり、応募・実施の単位。 募集、選抜、教育プログラム、評価、実施体制、予算等を含む。
教育プログラム	実施機関・共同機関が、企画の趣旨に則って受講生に提供する一連の才能 育成教育計画であり、企画の構成要素。受講生全員に対する教育計画から 個人育成を対象とした才能育成プランまで含む。
才能育成プラン	実施機関・共同機関が、個々の受講生の意欲・能力に応じて個別に提供する才能育成教育計画であり、教育プログラムの一構成要素。
取組	教育プログラムに則り実施する具体的な実施内容。
実施機関	企画の実施主体として応募し、採択された機関。法人、大学または高等専門学校単位とする。
共同機関	連携機関のうち、実施機関とともに企画を立案し、受講生を受け入れるなど、主体的に実施する機関。
連携機関	企画の実施にあたって実施機関に協力・連携する機関。
大学	学校教育法第 1 条に規定する大学。
受講生	企画に参加し、受講する児童生徒
修了生	受講生のうち、教育プログラム内で選抜（二次選抜）され、より発展的な 教育プログラムを受けて修了した者。
実施主担当者	実施機関において、企画を実施し実施機関内での責任を負う主担当者であり、実施機関に雇用されている者。
実施責任者	企画の立案・実施について、対外的に責任を負う実施機関長。
共同実施担当者	共同機関において、企画を実施し共同機関内での責任を負う主担当者であり、共同機関に雇用されている者。
実施担当者	実施機関または共同機関において、企画を実施する担当者であり、実施機関または共同機関に雇用されている者。
メンター	受講生のサポート（相談・指導・助言）を行う者。原則として大学生以上。
シニアメンター	継続して企画及び指導内容の立案に関わり、統括としてメンターの指導・管理・相談・調整等、マネジメントの役割を担う者
事務補助員	実施機関または共同機関において、専ら企画の連絡・経理事務等を行う者。
推進委員会	有識者等から構成し、本事業について、1) 採択する企画の選定、2) 中間・事後評価、企画の改善を行うため、J S T が設置する外部委員会であるジュニアドクター育成塾推進委員会。

I. 趣旨

我が国が持続的に成長を続け、国際社会を牽引していくためには、変化の予測が困難な将来において、早期から第4次産業革命を見据えつつ、社会を牽引するイノベーションを創出し、未来を創造する人材を育成することが極めて重要です。

しかし、現状において、理数・情報系分野に関して特に意欲や突出した能力のある小中学生に対する取組は十分とは言えず、教育再生実行会議第9次提言（平成28年5月20日教育再生実行会議決定）や、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、これらの取組の不足が指摘されているところです。

これを踏まえ、「ジュニアドクター育成塾」（以下、「本事業」という。）では、将来の科学技術イノベーションを牽引する傑出した人材の育成に向けて、高い意欲や突出した能力を有する小中学生を発掘し、例えば、科学的思考力や論理的思考力、情報活用能力など、理数・情報分野の学習等を通じて児童生徒の能力を伸長する体系的育成プランの開発・実施を行う。これに加え、本事業の中で開発された人材育成手法について、継続的な成果の把握、事業の改善を通して有効性の向上を図ると共に、広く普及させることで社会全体への効果の還元も目的としています。

II. 募集の詳細

1. 募集・選定スケジュール

企画の募集	平成29年 2月 24日（金） ～ 平成29年 4月 14日（金）正午（※厳守） 募集説明会 3月11日（土）（JST東京本部B1大会議室）
書類審査	平成29年 4月中旬 ～ 下旬 ※上記期間内に結果を通知します。
面接審査	平成29年 5月上旬 ～ 中旬 ※日付の指定はできません。
採択結果の通知・公表	平成29年5月下旬

2. 実施機関（応募できる機関）

国公立大学、高等専門学校（以下高専）、公的研究機関、科学館、博物館、公益法人、NPO法人、民間事業者（法人格を有すること）及びこれらの施設・法人の共同による実施

※1機関につき、応募は1件とします。

3. 企画実施期間（支援対象期間）

平成34年3月31日までの最大5年度間

最大5年度間とし、年度毎に単年度契約を締結します。

※留意事項

- ・外部の専門家により組織されるジュニアドクター育成塾推進委員会（以下、「推進委員会」という）による中間評価等における査定や各年度のJST予算の成立状況により、企画実施期間が変更になる場合があります。

4. 企画の内容

(1) 概要

実施機関が教育委員会等の協力を得つつ、科学技術イノベーションを牽引する傑出した人材の育成に向けて、理数・情報分野の学習等を通じて、高い意欲や突出した能力を有する小中学生（主に小学校5学年～中学校3学年）を発掘し、さらに能力を伸長する体系的育成プランの開発・実施を行います。

(2) 対象

小学校5・6年生及び中学生

（義務教育学校5年生以上、中等教育学校は前期課程の生徒）

※留意事項

- ・小学生及び中学生の割合は特に規定しません。
 - ・小学4年生以下の児童においても、受講にあたって教育プログラムの改変や補習等を行う必要の無い極めて卓越した能力を有する場合に限って、対象として含めることも可能とします。
- なお、小学4年生以下の児童に対する補習等の経費の計上は認めません。

(3) 受講生の人数と支援金額

各年度における新規受講生数：40名程度/年

支援金額の上限 10百万円/年

※留意事項

- ・支援金額には一般管理費を含めます。詳しくは「(参考) 経費について」をご覧ください。
- ・推進委員会による採択審査・中間評価等における査定や各年度のJST予算の成立状況により、各年度の支援可否及び支援金額が決定されます。
- ・実施内容に応じて各年度における支援金額を増減させて提案することが可能ですが、上記の上限を超えることは出来ません。

(4) 企画の構成要素と要件

企画の主な構成要素は、「(i) 人材育成の目標設定、(ii) 受講生の募集・一次選抜、(iii) 教育プログラム（第一段階・第二段階共通）、(iv) 第一段階のプログラム（v）二次選抜、(vi) 第二段階のプログラム（vii）成果の把握と効果検証、(viii) 開発された手法の普及、(ix) 実施体制」となります。各構成要素の内容と要件は下記の通りです。この内容・要件を具体的に詳述した審査内容を「V. 審査の観点」に記載しますので、企画立案にあたっては必ず参照してください。

(i) 人材育成の目標設定

本事業の趣旨に合致した育てたい人材像とそのために育成したい能力や資質を具体的に設定し、教育プログラムの第一段階と第二段階の達成目標として示してください。達成目標は、全体として標準的に達成を目指す水準のみならず、特に特定の分野の優れた能力や独創性を有する受講生の可能性も考慮した目標となるよう工夫してください。

(ii) 受講生の募集・一次選抜

以下の内容を満たす受講生募集と、応募者の中からの受講生選抜（以下、「一次選抜」という）を行ってください。

- (ア) 将来の科学技術イノベーションを牽引する傑出した人材の育成に向けて、例えば、科学的思考力や論理的思考力、情報活用能力など、理数・情報分野等の学習を通じて、高い意欲や突出した能力を有する小中学生及び特定の分野において優れた能力や独創性を有する小中学生を対象とする。
- (イ) 全ての応募者を応募方法（公募への応募、教育委員会からの推薦等）、所属、性別、学校段階等に関わらず、分け隔てなく扱い選抜すること。
- (ウ) 募集が効果的に周知・実施される仕組みを構築すること。なお、公募は必ず実施し地域内外の児童生徒に広く機会を付与すること。
- (エ) 選抜において、受講生の意欲・能力を見出し評価する方法が具体的・客観的であること。
- (オ) 応募方法に関わらず、全ての応募者を明確な選抜基準で選抜すること
- (カ) 募集時（または一次選抜後）に、受講生の意欲・能力等の調査を実施し、受講生の個々の特性把握、対応に役立てること。

※留意事項

- ・実施機関は教育委員会や科学館・博物館、教育関係機関や科学オリンピック等の全国的な競技大会の実施団体等と積極的に協力または連携し、幅広く推薦を受けるなど、当該地域全域及び広域において、募集が効果的に行われる仕組みの構築に努め

てください。また、地理的特性等、地域にあった募集方針を設定・共有し、選抜してください。なお、可能な限り複数の都道府県からの募集に努めてください。

- ・「特に意欲や突出した能力を有する」とは、各種科学オリンピック、数学検定、算数オリンピック、日本学生科学賞、全国学芸サイエンスコンクールといった、理数・情報分野に関する全国規模の大会や都道府県の科学作品展の入賞等、学業成績だけでは無く、理数・情報系分野に関する非常に高い関心や熱意等、潜在的な可能性も含めて判断してください。
- ・本人の意欲・第三者評価・活動実績など多角的に評価し、児童生徒の多様な可能性の発掘に努めてください。
- ・特定の分野の優れた能力や独創性を有する受講生の発掘という観点も踏まえた受講生の募集・選抜が可能となるように留意してください。

(iii) 教育プログラム（第一段階・第二段階共通）

特に意欲や突出した能力を有する小中学生の能力を更に伸ばすため、以下の要件を満たす高度で体系的な教育プログラムを立案してください。

①教育プログラムの内容

- (ア) 各段階の育成目標について、具体的な資質・能力が示されており、それが取組内容と整合していること。
- (イ) 意欲・能力の多様な受講生に対応できるよう、学校教育の内容を超える体系的・継続的教育プログラムであること。
- (ウ) 未分化の小中学生の可能性を広げ、見出した能力を伸長するために、年間を通じて行われる個に応じた才能育成プランを設定し、きめ細やかな支援を行うこと。
- (エ) 継続的な育成を重要とする観点から、各段階で設定した目標の達成に向けて十分な活動期間を設定すること。特に、第一段階と第二段階の受講期間の合計が、単年度で修了することは認められない。
- (オ) 科学技術系競技会（教科系オリンピック、課題研究系コンテスト等）や科学の甲子園ジュニアなど、チャレンジする機会を積極的に活用すること。
- (カ) 受講生が実験・実習や研究発表、論文執筆などの研究活動を進めていく上で留意すべき研究倫理に関する指導が組み込まれた教育プログラムであること。

②指導方法

- (ア) 気づきや主体性を重視し学習や研究活動を促すとともに、知識の理解に留まらず課題意識を持って積極的に学びを展開していくために、メンターの活用等、きめ細やかな指導を行うこと。

- (イ) 小中学生を対象としたプログラムであることから、受講生の意欲・能力を伸長するため個に寄り添った指導が必要であり、メンターが効果的に機能するよう、メンターの研修を行い、指導の充実を図ること。
- (ウ) 受講生との関係を築き、学習活動を推進していくために、例えば、メンター間で対応・指導事例を共有したり、相談・協議しながら対応する等、指導のノウハウの共有や改善・向上を図り、指導に関わるメンバーの運営・マネジメントの計画を具体的に立案すること。
- (エ) 受講生の主体性を尊重しながら、学習目標・学習計画を設定し、次の学習活動を具体化するためのサポートを行うこと。

※留意事項

- ・ 個々の受講生の特性に応じて、それぞれの受講生の資質・能力を伸ばしていくための個別的な対応が必要であり、科学技術系競技会や科学の甲子園ジュニアなど、チャレンジする機会に加えて、例えば以下に示すような学習の場を活用するなど、個々の達成目標に沿った指導が望まれます。
 - ✓ 受講生間の相乗効果を図るためのグループ学習や意見交換、学習成果発表の場の設定
 - ✓ 受講生の意識・意欲の向上を図るための高校生や大学生等、身近なロールモデルとの交流
 - ✓ 科学技術の最先端の研究・開発施設での訪問や実地学習
- ・ 本プログラムでは、学校教育の内容を超えた学習活動を行う受講生のサポート（相談・指導・助言）を行う人をメンターとします。メンターとなる人は例えば、学生・大学教員・退職教員等の地域人材など、活動内容や求められる役割によって変わる場合も想定されることから、例えばチームで協働するなど、指導体制の充実が望まれます。
- ・ 原則としてメンターは大学生以上とします。高校生が指導に関わる場合は学習のサポーターとして位置づけ活動に伴う旅費を支給します。なお、高校生が指導に関わるための研修等、トレーニング費用は認められません。
- ・ 以下に個々の研究活動や学習を推進するための仕組みの例を示します。各段階の目標達成に向けて受講生との関係を築き、学習を推進していくための指導体制を構築し、特に、第二段階の研究指導においては研究の指導者だけでなく、組織として教育プログラムを推進する仕組みを構築してください。

(企画・運営マネジメントの仕組みの例)

- ✓ 指導者と受講生のやりとりが常時運営管理担当者に把握できる
- ✓ 受講生の学習・研究活動の進捗が運営管理担当者や指導者の間で共有される
- ✓ 指導者が定期的集い、情報交換やノウハウを共有する場を設定する

③受講生の評価

以下の要件を満たす効果的な受講生の育成を目的とした、評価と評価結果の活用を行ってください。

- (ア)各段階の教育プログラムについて設定した目標の達成度合いを、妥当性・信頼性の高い評価基準に基づき評価すること。
- (イ)取り組み開始時点で把握した受講生の意欲・能力が各段階でどのように伸長したか、学習成果を客観的に評価すること。
- (ウ)評価結果を受講生にフィードバックするとともに、課題や成果を具体的に示し、今後の受講生の育成プランに反映すること。

(iv) 第一段階の教育プログラム

広い視野・主体性・行動力を有する骨太な人材育成に向けて、「(iii) 教育プログラム（第一段階・第二段階共通）」に示す各段階の共通事項に加えて、以下の要件を満たす高度で体系的な教育プログラムを立案してください。

①第一段階の教育プログラムについて

- (ア)未分化の小中学生の可能性を広げるために、分野やテーマに偏りのない幅広い学習を行うこととし、学習のねらい、学習内容を具体的に記述すること。
- (イ)実験・観察に重点を置いた探究活動等、個々の学習を促進・深化するために十分な活動を行うことにより、第一段階の受講を経た後、特に興味を持てる分野を発見していく構成にすること。
- (ウ)第一段階の学習は重要なステップと位置づけ、全受講生が受講するものとし、スキップは認めない。

※留意事項

- ・以下に特定の学術分野や技術だけを深化するのではなく、立場や考え方の違う人との議論を通じたコミュニケーション能力、社会の課題を見つけて、多面的な視点で考察する広い視野等を育成する骨太な人材育成に向けた多様な取組についての例を示します。プログラムの特性等を踏まえ、育成目標に沿った内容であることが求められます。また、実施機関だけではなく、科学館や博物館、産業界と連携するなど、科学技術と社会をつなぐ多様な取組の実施に向けて努めてください。

(多様な学習内容の例)

- ✓ 視野を広げ、学習意欲向上のための多様な分野の学習や分野を横断した学習
- ✓ 科学と技術、科学と社会とのつながりを意識した取組（人類社会が直面している課題への挑戦等）
- ✓ 目標としての意識付けや、学習活動への動機付けとして科学の最先端に関わる

取組（科学技術各分野の第一線に位置づけられる最先端課題への挑戦等）
（多様な取組に向けた体制・方法の例）

- ✓ 博物館・科学館・企業等、多様な機関との連携
- ✓ 高校生・大学生・社会人等、多様な人材との交流
- ・受講生自身がスキル・能力を獲得でできるような指導の工夫や、学習を深化させ、自分の課題を発見するために十分な時間と指導体制が望まれます。
- ・第一段階の学習内容が、個々の受講生にとって必ずしも当座の興味・関心に合わない場合も想定されますが、自分の興味・関心ある分野と他の分野との関連に気づかせる指導等、受講生が主体的に学習活動に取り組めるよう動機付けを十分工夫してください。
- ・第一段階のスキップは認めませんが、個に応じた才能育成プランの一環として、既に研究活動を行っている受講生や研究意欲・能力の高い受講生に対しては第一段階の教育プログラムと併行して研究活動も支援・指導する体制を取ることが望まれます。ただし、この場合の研究のための活動費は支給できますが、第一段階の受講生なので通学の交通費は支給できません。また、第一段階から研究活動に参加する受講生についても、二次選抜を実施する際には、改めて選抜の対象とすることが必要です。
- ・特定の分野・テーマに特化した教育プログラムを入り口とすることはできますが、受講生の在籍期間を通して、幅広い分野の学習が担保できる教育プログラムとし、例えば、必要に応じて単一機関にとどまらない連携・実施体制を構築することが望まれます。

（v）第二次選抜

特に意欲・能力の高い小中学生に対応するため、一次選抜によって決定した受講生に対する教育プログラム開始後において、重点的に育成を行う受講生を選抜する、以下の要件を満たす仕組み（以下、「二次選抜」という）を設けてください。

- （ア）選抜に当たっては、学力試験のみに依るのではなく、当該受講生の第二段階における成長の期待を踏まえ、レポート・プログラム中の発言、面接、出席率等を参考とし、受講生の興味・進捗に応じた選抜とすること。
- （イ）評価結果を受講生に対し明示的にフィードバックするとともに、顕在化した問題点のフォローアップや優れた能力の伸長について育成プランに反映すること。
- （ウ）小中学生を対象としていることから二次選抜を通過しなかった受講生に対してもフォロー指導・ケアを行うこと。

(vi) 第二段階の教育プログラム

特に意欲・能力の高い受講生に対応するため、「(iii) 教育プログラム（第一段階・第二段階共通）」に示す各段階の共通事項に加えて、以下の要件を満たすプログラムを立案してください。

- (ア) 研究活動を必須とし、研究室とのマッチングなど研究テーマに沿った活動を行い、研究を遂行するスキルを育成すること。
- (イ) 個に応じた育成プランを作成すること。特に受講生自らが、目標設定の当事者として関わり、自分自身の目標として主体的に受け止められるような方法を工夫すること。
- (ウ) 専門性の向上だけではなく、例えば他者と協働した取組や社会とのつながりに関わる活動を深め、将来のキャリア等も含めた広い意識の醸成につながる活動を取り入れること。

※留意事項

・特定の学術分野や技術だけを深化するのではなく、立場や考え方の違う人との議論を通じたコミュニケーション能力、社会の課題を見つけて、多面的な視点で考察する広い視野等を育成する骨太な人材の育成に向けた活動例を以下に示します。第二段階のプログラムの特性等を踏まえ、育成目標に沿った内容であることが求められます。また、研究機関や産業界と連携するなど、科学技術と社会をつなぎ、社会性やキャリア意識を高める取組の実施に向けて努めてください。

- ✓ 他機関との共同研究への参加
- ✓ 留学生・大学院生との交流
- ✓ 第一線の研究者との交流や先端的な取組を行う企業との交流等
- ✓ 科学的な調査研究に基づく地域・社会の課題解決のための提案や実践的活動

(vii) 成果の把握と効果検証

企画の有効性を計る観点から、以下の要件を満たす仕組みを設け効果を検証してください。

- (ア) 講座開始後も受講生の意欲・能力等の調査を適宜実施し、開始時からの伸長度を把握すること。特に、受講生が獲得したスキルの把握と、スキルを次の学びにつなげようとする姿勢や意欲を客観的に評価すること。
- (イ) 個々の学習目標に対する達成度を把握し、アンケートのみならずポートフォリオの活用等、学習成果を可視化し、長期的スパンで捉えた評価を行うこと。
- (ウ) 活動実績として、科学の甲子園ジュニア、科学オリンピック等のコンテスト及び日本学生科学賞等の課題研究系コンテストへの参加数や研究成果を把握すること。

- (エ) 高校入学以降の活躍など、修了生の成果・動向を把握すること。また、グローバルサイエンスキャンパス（G S C）やスーパーサイエンスハイスクール（S S H）への接続は、継続した学習機会として、受講生に効果的に紹介し、次のステップにつながる機会を与えるとともに、その動向を把握すること。
- (オ) 開発した教育プログラムの特性に則り、受講生の発掘方法、カリキュラム、指導体制・指導手法について、汎用性・教育課程の充実の観点で成果を把握しとりまとめること。（ノウハウの顕在化・一般化）

※留意事項

- ・ 受講生を評価する観点例を以下に示します。受講生の評価は、プログラムの特性に即した、育成目標とその達成状況を評価する妥当性と信頼性の高い手法（評価基準と具体的な評価方法）に基づくことが求められます。

（受講生を評価する観点例）

- ✓ 少なくとも中学校教育課程の内容を超える幅広い知識の習得（研究する分野ではさらに高度な専門的知識の習得）
 - ✓ 課題解決に挑戦する高い意欲
 - ✓ 科学的探究能力
 - ✓ 数学の知識を駆使して定量的に考える力
 - ✓ 自分の学習や研究成果を他人に説明する力
 - ✓ 科学技術と人類・社会とを関連させて考える力
 - ✓ 研究に対する倫理意識
 - ✓ 海外における同様の学習や研究に対する興味・関心
 - ✓ 科学技術に関係する職業に就きたいという意識の向上
- ・ 研究成果として論文をとりまとめることが可能な受講生に対しては、取組の発展的な展開に配慮し、学会発表や投稿も視野に入れて活動することが望まれます。
 - ・ 研究成果の発信として、受講生の研究のみならず、教育プログラムやノウハウを学会等で発表し、理数系の才能教育の発展に向けて関係機関間で成果を共有することが望まれます。
 - ・ 受講生の成果・動向把握については、大学入学やその後の進路など、企画実施期間終了後も継続して受講生の動向把握に努めてください。

（viii）開発された手法の普及

募集・選抜・評価手法や教育プログラムの開発と実践を通して得られた知見については、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して積極的な参加・協同の働きか

け（講義の参観、意見交換等）を行う等、科学技術人材育成に係る環境醸成へとつなげるように努めてください。また、プログラム開発後においても、検証された効果をわかりやすく説明する等、その成果や効果の波及・展開を目指し、科学技術人材の育成についての開発手法を幅広く普及してください。

(ix) 実施機関の体制

教育プログラムの開発実施や受講生の募集・選抜等、上記（i）～（viii）までの内容を効果的に実施するための適切な実施体制を整備してください。

(ア)実施主体として企画の立案、調整、実施を行い、教育プログラムの実施に対応できるような体制を機関内で整備してください。なお、大学・高専の場合は、複数の学部・学科が連携するなどの全学的な体制を強く推奨します。

(イ)都道府県・指定都市等教育委員会の参画や博物館・科学館・企業・大学等との連携に努め、専門性を高めるだけではなく、将来のイノベーションを担う人材として多様な活動が展開できる体制を構築してください。

(ウ)下記の全ての要件を満たす連携機関については、共同機関としてJSTと直接契約を結び経費を執行することができます。

- a. 実施機関が応募・実施を主導し、とりまとめること。
- b. 実施機関と共同機関が、企画立案から実施まで一貫した連携のもとに行うこと。
- c. 自らも受講生を受け入れること。
- d. 実施機関と共同機関が連携して行わなければ達成されない効果的な教育プログラムを含むなど、企画に相乗効果が認められること。
- e. 採択後の契約にあたり、企画全体を包括する全体計画と、すべての実施機関・共同機関が個別に実施する個別計画を作成すること。

※留意事項

- ・児童生徒の募集だけではなく、企画の立案、実施、評価について、教育委員会が積極的に関わることが望まれます。例えば本プログラムに指導主事や学校の教員が参加する場合に学校や教育委員会の理解を得て活動できるように、特に受講生の通う学校を所管している教育委員会や学校法人等との協力関係の構築に努めてください。

[補足1] 5年間の開発・実施のステップ例

新規募集は毎年度実施を想定

<p>初年度</p>	<p><実施・指導体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会や博物館・科学館等と地域教育資源との連携の充実・発展 ・個に応じた指導のための体制構築と指導の実施・検証 <p><教育プログラムの開発（受講生評価を含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・卓越した意欲・能力を有する受講生の募集、選抜基準・方法に関する仮説の実施と検証 ・多様な能力・資質に応じた教育プログラムの仮説の実施と検証 ・関係者(メンター、運営担当者、連携機関等) への研修プログラムの確立と実施 ・受講生の評価基準・方法の仮説の実施 <p><成果の把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講生の評価の実施検証（第一段階の受講生の評価の検証）
<p>第2年度</p>	<p><実施・指導体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携体制の基盤の確立 ・個に応じた指導手法の改善及び体制の拡充 <p><教育プログラムの開発（受講生評価を含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二段階の受講生の選抜基準、選抜方法の仮説の実施と検証 ・初年度の取組結果を活かした第一段階の教育プログラムの改善・拡充 ・初年度の取組結果を活かした関係者に向けた研修の改善・拡充 ・受講生評価および評価結果を反映したフォロー指導の実施 <p><成果の把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講生評価および評価結果を反映したフォロー指導の検証
<p>第3年度</p>	<p><実施・指導体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二段階の教育プログラム実施を踏まえた連携・指導体制及び指導手法の改善・拡充 <p><教育プログラムの開発（受講生評価を含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の第二段階の受講生の教育プログラムの改善・拡充 ・募集選抜、育成、評価等の各種ノウハウの形式知化（顕在化）など <p><成果の把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム成果の把握と一次検証（初回追跡調査等）
<p>第4年度</p>	<p><実施・指導体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム終了後を見据えた連携・指導体制の改善・拡充計画の策定 <p><教育プログラムの開発（受講生評価を含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラムの全面実施と課題の改善・拡充 <p><成果の把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果の社会的伝播・普及 など
<p>第5年度</p>	<p><実施・指導体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画実施期間終了後の継続体制の構築 <p><教育プログラムの開発（受講生評価を含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラムの確立と企画実施期間終了後に向けた調整 <p><成果の把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果の把握と検証 ・成果の社会的伝播・普及方策の実施 など

* 6年度以降は機関が自立し、継続・展開していく展望を合わせて記載すること。

Ⅲ. 応募の詳細

1. 応募可能な期間

「Ⅱ. 1. 募集・選定スケジュール」を参照してください。

2. 応募者

実施責任者（実施機関の長である学長、総長など）とします。

3. 応募方法

応募の際は、以下のウェブサイト から提案書をダウンロードし、必要事項を入力してください。募集内容の詳細や評価の観点等、応募に必要な情報は、「Ⅱ. 募集の詳細」をご覧ください。

○本事業 ウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/cpse/fsp/kikan/index.html>

※作成した提案書は、電子メールに添付し、次の提出先まで提出してください。

○提出先メールアドレス fsp [AT] jst.go.jp

※上記の” [AT] ”を”@”に置き換えてご利用ください。

電子メールの受信後2営業日以内に J S T から受理確認メールを送付します。（募集最終日は当日18時まで送付します。）この受理確認メールをもって応募完了とします。受理確認メールが届かない場合は、「Ⅵ. 4. お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

4. 応募時の留意事項

(1) 実施主担当者および共同実施担当者は、所属機関において研究倫理に関する教育プログラム等（C I T Iのeラーニングプログラム等）を受講し、募集期間中または応募書類提出後1ヶ月以内に、別途指定する様式の誓約書、又は、eラーニング等の場合は受講修了書を提出してください。募集開始より前に所属機関で研究倫理講習またはC I T Iを受講している場合は、それをもって誓約書等を提出してください。提出がない場合は、要件不備と見なし、以後の審査を行いませんのでご注意ください。所属機関での受講が困難な場合は速やかにJ S Tに相談ください。

なお、実施主担当者および共同実施担当者は、本事業において児童生徒等が研究を実施する際、指導者や児童生徒本人に対して研究倫理を周知徹底する必要があります。特に、児童生徒に対しては、実証性・再現性・客観性を検討する手続きを重視した科学的なものの見方や考え方など、研究活動の基礎的な事項も含め、研究倫理の意義・重要性についての理解を図ってください。また、企画実施期間中に実施主担当者や共

同実施担当者が変更となる場合は、交代後においても、応募時と同等の義務（同等の教育プログラム等の受講と必要書類の提出）が発生します。

(2) 企画の全部または一部が、他の補助金等による支援を受けている場合は、本事業に応募することはできません。そのため、応募にあたっては、既存事業と十分に区分けした形で応募してください。

(3) 応募内容が「Ⅱ．募集の詳細」に合致していない場合や提案書の記載内容が指示に従っていない場合、虚偽の内容が記載されていた場合等は、当該応募を審査の対象外とすることがあります。また、採択後にこれらが発覚した場合には、採択の取り消しや実施の中止、経費の返還などを含めた必要な措置を講じることがありますので、ご注意ください。

(4) 一部経費が審査時に承認されなかった場合においては、減額条件を付して採択する場合があります。

(5) 本募集は平成29年度政府予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては実施スケジュール・実施内容等、変更・調整が必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。

IV. 選定について

選定スケジュールについては、「Ⅱ. 1. 募集・選定スケジュール」を参照してください。

1. 選定方法

推進委員会が書面審査・面接審査の2段階で審査を行います。この審査結果を踏まえ、J S Tが採択する機関を選定します。

2. 審査・手続きについて

(1) 書面審査の実施

提出された提案書をもとに、推進委員会が審査を行います。なお、書面審査にあたり、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 書面審査結果の通知

書面審査の結果、面接審査の対象となった企画については、面接審査の要領、日程、場所（東京都または埼玉県）、追加で提出を求める資料等を実施責任者宛に通知します。

(3) 面接審査の実施

面接審査においては、実施機関の代表者（最大3名程度）より推進委員会に対し、企画のご説明をしていただきます。各提案の面接時間は30分程度となります。面接審査に欠席した場合は、応募の辞退と見なしますので、ご注意ください。

(4) 面接審査結果の通知・公表

面接審査の結果は、採否にかかわらず、応募機関の実施責任者宛に文書で通知します。また、採択となった実施機関については、本事業 ウェブサイト 等で公表します。

3. 採択予定件数

採択予定件数は、10件程度とします。ただし、応募数や企画の実施内容、規模により変動する場合があります。

V. 審査の観点

審査は、提案において、「Ⅱ. 4. 企画の内容」に記載された事業要件がすべて考慮され、実行性かつ実効性ある計画としてどのように具現化できているかをみるものとなります。審査の観点は以下の通りです。

1. 必須要件

(1) 目的・目標が本事業趣旨に合致し、かつ具体的であるか。

- 企画を行う目的・実現したい目標・背景となる問題意識が具体的に示されているか。
- 育てたい人材像に求められる能力や資質が、具体的に定義され、目標として設定されているか。
- 年度毎の達成目標が具体的に示されているか。

(2) 受講生の募集・一次選抜の計画が、合目的かつ合理的であるか。

- 募集人数が具体的に設定されているか（選抜において、「Ⅱ. 4. (3) 受講生の人数と支援金額」で示した募集規模をクリアしていることは前提）。
- 応募者の中から受講生を選抜する際、各実施機関の目標に基づいて、科学技術イノベーションを牽引する傑出した人材の育成に向けて、高い意欲や突出した能力がある児童生徒及び特定の分野において優れた能力や独創性を有する児童生徒を選抜する具体的な基準が設定されているか（選抜基準による判定を経ない応募者の受け入れは不可とする）。
- 科学技術イノベーションを牽引する傑出した人材の育成に向けて、高い意欲や突出した能力を有する児童生徒が募集できる計画となっているか（単なる理科好きの児童生徒が対象となっていないか）。
- 募集が効果的に周知・実施される仕組みとなっているか。
- 公募を実施し、地域内外の児童生徒に広く機会を付与しているか。
- 第2年度目以降各年度においても、初年度と同等な規模の新規募集を行う計画となっているか。
- 募集時（または一次選抜後）に、受講生の意欲・能力等の調査を実施し、受講生の個々の特性把握、対応に役立てる計画となっているか。

(3) 受講生の育成計画は、合目的かつ合理的であるか。

- 各段階の教育プログラムの達成目標が、具体的に設定されており、かつ妥当なものか。
- 各段階のプログラムの育成目標を達成するために十分な活動期間を有しているか。
- 育成目標に照らして、大学等の教育・研究施設での活動や自宅等での活動を含めて、

- 適切な活動量（回数）を確保しているか。
- 中学校の教育課程の水準を超えた高度な教育プログラムとなっているか（学校教育の補完にとどまっているプログラムは不可）。
 - 受講生に対して、講義・演習等を共通的に実施するのみならず、個に応じた才能育成の施策（個への対応）を有するものであるか（段階的な育成ステップを受講生全員に画一的に運用するだけのプログラムは、「個への対応」プランとしては十分ではなく、目標とすべき人材像を育成していく観点から、それぞれの受講生の才能を伸ばすための個別的な施策を有することが必要）。
 - 取組内容が、育成目標と整合する教育プログラムとなっているか（個々の学習のねらいと内容が明確であること）。
 - スポット的な活動の寄せ集めではなく、受講生にとって年間を通した継続的・体系的な教育プログラムとなっているか。
 - 科学技術系競技会（教科系オリンピック、課題研究系コンテスト等）や科学の甲子園への参加が教育プログラムの中で積極的に位置づけられているか（国内外の科学技術系コンテストへの参加の目標化）。
 - 受講生が実験・実習や研究発表、論文執筆などの研究活動を進めていく上で留意すべき研究倫理に関する指導が組み込まれた教育プログラムとなっているか。
 - 受講生自身が自らスキル・能力を獲得出来るような指導の工夫や、理解に留まらず課題意識を持って積極的に学びを展開していくための指導方針を有し、それに整合する指導体制が設定されているか。
 - 指導におけるメンターの役割が具体的かつ育成目標に沿ったものであるか。
 - メンターの研修が受講生の指導に整合する内容であるか。
 - 指導の充実に向けて、メンター等の指導に関わる関係者の運営マネジメントの仕組みが具体的であるか。
 - 第一段階の育成計画が特定の分野やテーマに偏ることなく、広い視野・主体性・行動力を有する骨太な人材に受講生を育てる教育プログラムとなっているか（特定の分野を入り口とすること自体は排除されないが、その場合でも、幅広い分野の学習ができるような具体的な施策や展望を有していること）。
 - 第一段階の育成計画が学習を深化させ、興味を持てる分野を発見できるような育成プランが設定されているか。
 - 第二段階の育成計画が研究テーマに沿った活動を行い、研究を遂行するスキルを育成する計画となっているか。
 - 第二段階の育成計画が個々の研究進度に対応した指導ができる育成プランとなっているか。
 - 第二段階の育成計画が専門性の向上だけではなく社会意識やキャリア形成など、広い視野・主体性・行動力を有する骨太な人材育成に向けた活動が具体的であるか。

(4) 受講生の評価は、合目的かつ合理的であるか。

- 受講生の達成水準を評価する観点および基準と方法、評価実施のタイミングが具体的に設定・計画されており、かつ妥当なものか。
- 取組時点で把握した受講生の意欲・能力が各段階修了時点でどのように伸長したか、その学習成果について、客観的に評価する計画となっているか。
- 評価の結果を受講生のフォロー指導に活かし、受講生にとって、望ましい活動を促す計画となっているか。

(5) 二次選抜は、合目的かつ合理的であるか。

- 教育プログラムの実施において受講生の中から、次のステップやコースに進む受講生の選抜を行う際、各実施機関の目標に基づいて、科学技術イノベーションを牽引する傑出した人材の育成に向けて、高い意欲や突出した能力がある児童生徒及び特定の分野において優れた能力や独創性を有する児童生徒の伸長に向けて、具体的な選抜基準が設定されているか。選抜方法は妥当なものか。(選抜基準による判定を経ない希望者の受け入れは不可とする)。
- 二次選抜を通過しなかった受講生に対して、適切な指導・ケアを行うものであるか(ただし、二次選抜の通過者と同様に教育プログラムの継続的な実施を課すものではない)。

(6) 成果の把握と効果検証が具体的に計画されているか。

- 企画の中長期的な成果を把握するため、修了生との関係性の維持に関する内容が計画されているか。
- 企画実施期間中の個々の学習目標に対する達成度を把握し、学習成果を可視化するための具体的な計画が設定されているか。
- 少なくとも企画実施期間内において、教育プログラムの修了生に対する状況把握を行い取組の効果検証を実施し、教育プログラムの改善に活かす計画となっているか。
- 講座開始後も、受講生の意欲・能力等調査を適宜実施し、開始時からの伸長度の把握、効果検証に役立てるものとなっているか。
- SSHやGSCへの接続及び、高校以降の活躍状況など、修了生の成果・動向を把握するための具体的な仕組みが計画されているか。

(7) 開発された手法の他機関や社会への波及効果を考慮しているか。

- 本事業の成果を、当該実施機関・連携機関の利益に限定せず、社会全体の科学技術人材の育成という利益に還元することを目指すものであるか。
- 本事業で開発された手法や企画の成果等を対外的に広く発信するものであるか。

(8) 実施体制は、科学技術イノベーションを牽引する傑出した人材の育成に向けて、高い意欲や突出した能力を有した児童生徒の育成を目指しに相応しい体制であるか。

全学的な協力体制のもとで、企画に参画する学部・学科・組織の有機的で統一的な、かつ機動的な企画となるものであるか（実施機関が大学・高専の場合）。

専門性を高めるだけでなく、将来のイノベーションを担う人材として、社会を見通す広い視野を有する骨太な人材の育成に向けて、教育委員会の参画や研究機関、企業、NPOとの連携など、多様な活動が展開できる体制が構築されているか。

(9) 企画実施期間終了後における自律的な継続性を考慮し、企画の運営をどのように継続、展開していくのか、その方向性や方法等（資金計画を含む）を見据えた構想となっているか。

*その具体的な進捗状況については、中間評価等で継続的に点検・評価していきます。

(10) 経費の効率的で適切な執行が図られるなど、費用対効果の高い計画となっているか。

プログラムの企画・運営に関わる要員の配置が適切に行われ、それに応じた費用が適切に計上されているか。他の業務にも従事する要員については、費用の按分が正しく考慮されているか。

実験設備・機器類のうち、本来機関所有分の資産の使用が望まれるものまで、購入費用計上の対象とされていないか。

国内の旅費交通費は、活動内容に即して適切に計上されているか。

(11) 安全・衛生管理や研究の生命倫理の遵守が配慮された計画となっているか。

2. 推奨要件

「1. 必須要件」に加え、次のような要件を満たす企画については、審査において高く評価します。

- 企画（受講生の募集・選抜・育成・評価）やその結果・成果と、受講生の高校進学後以降の活動・成果等との関係に係る仮説構築や、それをもとにした義務教育段階でのより効果的な教育プログラム立案等を目的とした調査研究を行うなど、本事業の趣旨に沿ったより発展的な内容が含まれること。
- 支援期間終了後以降においても高校段階のみならず、大学入学やその後の進路など、修了生の追跡調査を行い、企画の効果検証を実施する計画であること。
- 広い視野を持つ、主体的かつ行動力のある骨太な人材育成のための才能育成ノウハウの顕在化、構築、一般化の実現が期待できる計画であること。
- 産業界とより密接に連携・協働する工夫や調整を行い、取組を発展させることで、社会や産業構造の変革に対応し、次代を担う骨太な人材の育成に向けて、より高い成果が期待されること。
- JSTの経費負担分に加えて自己資金を投入するなどにより、より安定した体制で、質・量ともにより充実した取組が期待できること。

3. 留意事項

本事業は、科学技術イノベーションを牽引する傑出した人材の育成に向けて、理数・情報分野等の学習を通じて、高い意欲や突出した能力を有する児童生徒を育成するための教育プログラムの開発を目的の一つとしており、各機関が有しているノウハウやこれまで開発された教育プログラム等、これまでの実績や経験を有している場合は、それをより発展的、挑戦的な取組につなげていくことが前提になります。また、児童生徒の意欲・能力の伸長に向けて、幅広く募集・選抜を行い、育成の機会を与える必要があります。そのため、審査にあたっては、実施機関の地域配置等についても考慮することがあります。

VI. 実施上の留意事項等

1. 採択後の手続き・報告等

(1) 計画の策定

採択決定後、企画の具体的な計画内容（全体計画、年間計画、経費等）を記載した業務計画書を実施機関（共同機関を置く場合は、加えて共同機関）に作成していただ

きます。業務計画書は J S T の承認をもって確定とします。なお、合理的な事情により企画開始後に年間計画等を修正する場合には、事前の調整や手続き等が必要になりますので、計画の策定にあたっては十分留意してください。

(2) 実施協定の締結

業務計画書の確定後、J S T は実施機関、共同機関とそれぞれ実施協定（契約）を締結します。実施協定には、本事業の実施にあたっての合意事項を定めており、締結日より企画の開始（経費の執行を含む）が可能となります。

(3) 報告書等の提出

下記の報告書等について、別途指示する期日までに提出を行っていただきます。

- (i) 企画の実施報告や効果検証結果等を記載した、毎年度末に提出する業務成果報告書

※ J S T は、業務成果報告書等をもとに、第 5 年度（最終年度）終了時に推進委員会による事後評価を行い、公表します。事後評価の主な観点は、「Ⅱ. 4. (4) 企画の構成要素と要件」に記載の要件等とします。

- (ii) 第 3 年度後半に提出する中間報告書

※ J S T は、中間報告書等をもとに、第 3 年度末までに推進委員会による中間評価を行い、第 4 年度以降の実施に係る条件や努力目標を実施機関にフィードバックします。評価結果によっては、第 4 年度以降の支援金額の減額や実施中止を指示する場合があります。

- (iii) その他、J S T が別途指示する報告書等

(4) 調査等の報告

本事業の成果、効果等を把握して今後に生かす観点から、実施機関における効果検証とは別に、J S T が指定する項目にてアンケート調査を必ず実施していただきます。また、J S T から実施機関に対し、企画実施期間中および終了後において、受講生および修了生の意識調査や動向調査、成果に関する調査等を依頼することがあります。この調査の結果は、個人情報を除き公開することがありますので、受講生および関係者に対しては、この旨を周知して了解を得てください。

(5) 成果の公表・実施内容の紹介

受講生により研究成果が創出された際には、学術研究団体の研究大会における発表や学術論文誌への投稿等を通して公表に努めてください。また、ウェブサイト や学内誌等において、積極的に実施内容の紹介を行ってください。

上記の公表・紹介の際には、本事業の一環である旨を必ず記載してください。

(6) 経費執行について

(i) 支援対象となる経費

支援対象となる経費は、企画の実施に直接的に必要となる直接経費および一般管理費となります。詳細は、「(参考) 支援対象となる経費」をご参照ください。

(ii) 受講生の自己負担

下記を条件に実施経費の一部を受講生に負担させることができます。なお、一次選抜後の受講生については、原則として、自宅または在学から企画の実施場所までの交通費は自己負担となります。

(ア)受講生を募集する段階で、自己負担の可能性について明示していること。

(イ)個人の教材費等、個人消費・負担額が明確に切り分けられる場合の実費であること(受講生から納入業者に直接支払うなど、実施機関や連携機関が介在しない形態が極めて望ましい)。

(ウ)実施機関または連携機関の収入とする場合、個人負担が極めて望ましい経費であり、かつ各機関において金額の根拠となる規程が定められていること。

(7) その他

本事業の関係者間における情報交換、成果報告等を目的とした連絡協議会や、受講生間の切磋琢磨と情報交換を目的とした受講生研究発表会など、本事業に関係する各種イベントを開催することがあります。その際にご参加をお願いします。

2. 採択された実施機関の責務等

(1) 法令・実施協定等の遵守

企画の実施にあたっては、法令、実施協定等を遵守し、責任を持って適切に遂行してください。

(2) 受講生の個人情報の取扱い

受講生の個人情報の取扱いに関しては、本人の同意に基づかない目的外使用等が行われないように厳格に管理してください。

(3) 知的財産等の取扱い

実施機関と連携機関の間で、知的財産に係る取扱いについて契約等により明確化しておくことが必要です（例えば、受講生の企業等への派遣活動を実施した場合に、受講生が当該企業等において知り得た秘密等についての取扱いなどが想定されます）。

(4) 安全・衛生管理の徹底

すべての教育プログラムに係る安全・衛生について、実施機関または共同機関の規定を適用してください。なお、連携機関の規定が、実施機関の規定よりも厳しい場合に限り、連携機関の規定に則ることも可能です。

(5) 生命倫理の遵守

教育プログラムが下記の内容を含む場合は、いずれの場所で実施する場合においても、実施機関または共同機関が実施する研究と同等の活動とみなして、実施機関または共同機関の規定に則ってください。ただし、連携機関の規定が、実施機関の規定よりも厳しい場合に限り、連携機関の規定に則ることができます。

- (i) 相手方の同意・協力を必要とする取組や個人情報の取り扱いに配慮を必要とする内容が含まれる場合（ヒト遺伝子等に関わる実験等）
- (ii) 動物愛護に関わる内容が含まれる場合（哺乳類や爬虫類等の動物実験等）
- (iii) その他、実施機関または共同機関における通常の研究活動等において、法令等に基づく手続きが必要な内容と同等の内容が含まれる場合（遺伝子組み換え生物等の使用・作成等）

3. その他

- (1) 応募内容は、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）その他の観点から、選定以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守します。詳しくは下記 ウェブサイトを参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

- (2) 採択された個々の企画に関する情報（採択機関名、企画名、実施責任者名、実施主担当者名、連絡先および予算額）については、「独立行政法人等の保有する情報の保護に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすること

が予定されている情報」であるものとします。また、本事業のために使用するとともに J S T が推進する各種事業情報のご案内に使用させていただく場合があります。

- (3) 本事業において、経費を他の用途に使用したり、J S T から経費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究活動費を受給する等、本事業の趣旨に反する経費の不正な使用等が行われた場合には、当該企画に関して、中止、経費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、経費の不正な使用等を行った実施主担当者等（共謀した者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した者等を含む）に対して、国または独立行政法人が運用する資金制度等への応募資格を制限する場合があります。
- (4) 大学等の研究機関は、本事業における研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。また、経費の配分を受ける大学等の研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定・平成26年2月18日改正）に基づき実施することが求められます。

4. お問い合わせ先

募集に係るお問い合わせは、下記アドレスまでお願いします。

ジュニアドクター育成塾 ウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/epse/fsp/kikan/index.html>

に最新の情報を掲載しますので、お問い合わせの前にご確認ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理数学習推進部 能力伸長グループ

〒332-0012 埼玉県川口市本町4丁目1番8号 川口センタービル

E-mail: fsp [AT] jst.go.jp

※上記の“ [AT] ”を“@”に置き換えてご利用ください。

※土日祝日を除きます。

(参考) 支援対象となる経費

1. 直接経費

直接経費は、「(1) 物品費、(2) 人件費・謝金、(3) 旅費、(4) その他」に分かれます。直接経費の執行にあたっては、以下に記載した本事業のルールに留意して、執行する実施機関または共同機関の規定に従ってください。

(1) 物品費

- (i) 取得価額20万円(税込)未満の消耗品費を計上することができます。これを超える単価の設備備品費については、専ら企画のために使用するものであり企画提案書において合理的な理由が詳述され、採択時において承認されたもののみ執行することができます。(第2年度目以降は、年度初めにJSTに提出する業務計画書に理由等が詳述され、JSTより承認されたものに限りします。)
- (ii) 受講生が利用することを目的としたPC等(デスクトップ、ノートPC、タブレットPC、スマートフォン等情報機器全般)の購入・リースは、やむを得ない事情がある場合を除き、原則としてできません。企画においてPC等の利用を計画する場合は、受講生が所有するPC等を活用することを前提としてください。また、新たにシステムを構築する場合は、OSや機種に依存しない仕様としてください。

(2) 人件費・謝金

- (i) 事務補助員を直接経費にて雇用できます。
- (ii) 人件費の計上においては、企画にかかる業務について、雇用期間を通して専任で行う場合を除き、企画にかかるエフォート率によって按分計上してください。
- (iii) 企画に必要な業務に従事したことによる講演・研究協力等の作業対価としての謝金を計上できます。
- (iv) 実施機関または共同機関に雇用されている者(人件費支出対象者を含む)には、原則として謝金を支払うことはできません。
- (v) メンターについて
 - ① メンターとして受講生への指導を行う場合は謝金を計上できますが、実施機関または、共同機関に雇用されている者には原則として謝金を払うことができません。

②継続して企画及び指導内容の立案に関わり、統括としてメンターの管理・相談・調整等、マネジメントの役割を担う者をシニアメンターとして1名雇用できます。ただし、実施機関主担当者が兼ねる場合は人件費計上できません。

③受講生の指導のためにメンターに対して行われる研修への参加は、メンターの活動として認められます。また、外部から招聘した場合に限り講師への謝金を計上できませんが、実施機関または共同機関に雇用されている者には原則として謝金を払うことはできません。

(v) 人件費の執行限度額は特に設けませんが、経費の全てを人件費に充てることは認められません。活動計画と活動費とのバランスを含めて、当該経費の計上が取組遂行上、必要かつ適切であることが求められます。

(3) 旅費

公共交通機関の利用を原則とします。

(i) 受講生に関する旅費

①一次選抜後の受講生については、原則として、自宅または在学から企画の実施場所までの旅費は自己負担とします。なお、二次選抜後の受講生は旅費の全額支給が可能です。

②取組実施中に要する旅費

取組実施中に発生する、以下の交通費、宿泊費については、実施機関側の判断により計上することができます。ただし、当該経費の計上が、取組遂行上必要かつ適切であることが求められます。

(a) 取組の実施中に実施場所間の移動が必要な場合の移動に要する交通費

(b) 合宿など、取組の性質上、宿泊が義務付けられている場合の宿泊費

(ii) 実施機関および連携機関の担当者や講師等

調査実施や活動実施に直接的に必要な内国旅行および外国旅行の旅費を計上することができます。また、海外の研究者を専ら企画のために招聘する場合は旅費・滞在費を計上することができます。

(iii) J S T 開催の会議等への参加旅費

J S T から出席を依頼する会議や行事へ参加するための旅費について計上することができます。平成29年度は、実施機関の実施担当者と推進委員が取組状況を共有し、プログラムの発展に向けた意見交換を行う連絡協議会等を1回開催する予定

です。

(4) その他

(i) 企画の実施に直接的に必要な経費を計上することができます。

【直接経費として計上できる例】

- ・企画の実施に必要な物品の借料（リース料、レンタル料）
- ・外部関係者が出席する会議開催のための借料、会議費等
- ・物品の運搬、郵送およびデータ送信等のための通信運搬費
- ・データ分析、設備等の修理・調整、広報用 HP の開設等の雑役務費（施設・設備に係る修理等については、一定の要件あり）
- ・受講生の傷害保険料、損害賠償責任保険料等
- ・テキスト、広報用チラシの印刷製本費
- ・調査（試行結果）報告書の印刷製本費
- ・専ら企画のために使用する場所の借上経費

(ii) eラーニングの使用が、教育プログラムの実施において効果的であると論理付けられる場合は、直接的に必要な経費として計上することができます。ただし、本事業では、受講生が保有する PC 等の活用して活動することを前提としておりますので、システムを構築する場合は OS や機種に依存しない仕様としてください。

2. 一般管理費

一般管理費は、直接経費総額に対して一般管理費率を乗じた額とします。その一般管理費率は、実施機関の規定もしくは直近の財務諸表の一般管理比率を 10% と比較していずれか低い率（小数点第 2 位以下切り捨て）とします。それよりさらに下回る率を希望する場合は、その率を一般管理費率とします。